はじめに

平成21年12月15日に、企業農業参入の要件緩和など「平成の農地改革」とも呼ばれる新農地法が施行され、その1年後の平成22年12月に本書の第1版にあたる「企業のための農業参入の手続と申請書類作成の実務」、平成26年5月には、第2版「新規農業参入の手続と農業生産法人の設立・運営」を発行させていただきました。

このようななか、農業界では、法改正とともに企業の新規参入がますます増え、改正後の約6年間（平成21年12月～平成27年6月）に参入した企業の数は1,878社にまで達しました。改正前の約6年間（平成15年4月～平成21年12月）では436社です。

また、企業だけでなく個人の新規就農についても、平成24年度より、45歳未満の新規就農者に対して給付金が支給される「青年就農給付金制度」が開始され、平成24年度の農業外からの新規就農者は前年の2,100人に対し3,010人、平成26年度は3,660人となり、中でも若年層の新規就農者の増加が顕著にみられました。

さらには、従来からある農業（農作物の生産販売＝第一次産業）だけにとどまらず、加工販売、レストラン、サービス業等を含めた、いわゆる農業の6次産業化も進み、法制度面でも、平成22年の6次産業化法施行、平成24年の6次産業化ファンド法の施行など、各種の支援策も創設されました。（平成28年1月時点の6次産業化事業認定数累計2,131件）

加えて、本年（平成28年）4月より、農地を所有できる農業生産法人が農地所有適格法人へと名称が変わり、その要件も大幅に緩和され、特に出資規制が緩和されることで、6次産業化を含めた農業ビジネス事業体の出現、増加が見込まれます。このように、今、農業を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

ところで、農地・農業に関する法制度体系は、複雑でわかりにくく、情報も限られています。このことが、新規に農業参入したいと考える企

業の方、個人の方にとっても、まだまだ大きな障害になっているとも感じます。

本書では、今後ますます増えるであろう農業参入について、第1版、第2版の内容を最新の法令にあわせて修正するとともに、主に法制度面から農業参入後の運営・経営にも役立てていただけるよう、認定農業者制度、6次産業化法、農薬取締法、食品衛生法、有機JAS制度等についても言及しています。

農業参入を考える企業担当者の方、個人で新規就農を目指す方はもちろん、これらの手続きを行う専門家、申請を受ける官公署関係の方にもご活用いただけるよう、根拠条文、根拠通知等の提示に心がけ、各種書式も多数掲載しております。

本書により、農業参入、新規就農が適切に進み、皆さま方の経営の発展、地域の発展、ひいては日本農業の発展の一助になりましたら幸いです。

平成28年5月

行政書士　田中康晃

Contents

序　章　農業とは

第１節　農業とはどんな「業」なのか？

1　農作物の生産・販売（第１次産業としての農業）…… 16
2　加工、飲食、農業体験など（第６次産業としての農業）…… 16
3　農作物の生産を行わない農業（アグリビジネス）…… 17

第２節　農業を取り巻く最近の動向

1　農外からの新規農業参入企業の増加 …… 18
2　農外からの若年新規参入者数の増加（個人）…… 19
3　農業の６次産業化の動き …… 21
4　TPP を巡る動き …… 23
5　国家戦略特区 …… 23
(1)　農業委員会と市町村の事務分担…… 24
(2)　農地所有適格法人（旧農業生産法人）の要件緩和 …… 24
(3)　農家レストランの農用地区域内設置容認 …… 24

第１章　農業参入手続の基礎知識

序節　農業参入への第一歩
～農業を始める前にまず必要なこと

1　事業プランを立てる …… 26
2　農地確保 …… 27
3　農地法の許可手続 …… 28

第１節　農地法に関する基礎知識

1　農地法の許可とは？ …… 29
2　農地とはどのような土地のことをいうのか？ …… 32
3　どこに許可を申請すればよいのか？ …… 36
● 市町村農業委員会 …… 37
4　許可を得るために必要な条件（許可要件） …… 37
(1) 全部効率利用要件 …… 38
(2) 農地所有適格法人要件 …… 40
(3) 農作業常時従事要件 …… 40
(4) 下限面積要件 …… 42
(5) 地域との調和要件 …… 43

第２節　農地所有適格法人に関する基礎知識

1　農業法人と農地所有適格法人 …… 45
(1) 農業法人の定義 …… 45

(2) 農地所有適格法人の定義 …… 46
(3) 農地所有適格法人の許可とは？ …… 47
2 農地所有適格法人の要件 …… 49
(1) 法人の組織形態要件 …… 49
① 農事組合法人 …… 50
② 株式会社 …… 55
③ 持分会社 …… 57
(2) 事業要件 …… 59
① 主たる事業 …… 59
② 農業関連事業 …… 60
(3) 構成員要件 …… 62
① 農地の権利提供者（農地法第2条第3項第2号イロハニ） … 63
② 農作業委託農家（農地法第2条第3項第2号へ） ……63
③ 農業の常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホ） …… 64
(4) 役員要件 …… 65
① 農作業 …… 66
③ 使用人 ……67
③ 代表者 …… 67

第3節 平成21年改正農地法に関する基礎知識（農地所有適格法人以外の法人による農地賃借規制の緩和）

1 概 要 …… 68
2 平成21年改正農地法による農地賃借等の権利を取得するための要件 …… 69

(1) 要件１　使用貸借による権利または賃借権の設定であること
（農地法第３条第３項柱書）…… 69
(2) 要件２　解除条件付きの契約であること
（農地法第３条第３項第１号）…… 70
(3) 要件３　地域において適切な役割分担を担うこと
（農地法第３条第３項第２号）…… 71
(4) 要件４　継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
（農地法第３条第３項第２号）…… 72
(5) 要件５　業務を執行する役員が常時従事すること
（農地法第３条第３項第３号）…… 72
3　農地の利用状況の報告 …… 73
(1) 勧　　告 …… 74
(2) 許可取消し …… 77

第４節　役所・官公署に関する基礎知識

1　農業委員会 …… 79
(1) 概　　要 …… 79
(2) 役　　割 …… 79
(3) 組　　織 …… 81
2　市町村役所（市町村役所の農村振興課、産業振興課、農林水産課等）…… 82
3　農業普及指導センター …… 82
4　都道府県農業委員会ネットワーク機構（旧都道府県農業会議）…… 83
5　農業協同組合 …… 83

6　農地中間管理機構 …… 83

企業の農業参入事例① 株式会社チューリップハウス農園 …… 85
企業の農業参入事例② 合同会社エースクール …… 86
企業の農業参入事例③ 有限会社ドミタス …… 87

第２章　農業参入手続の実践

第１節　農業参入の３つの方法

1　新規に法人を設立し農地所有適格法人化する方法 … 90
(1) 概　　要 …… 90
(2) メリット …… 91
(3) デメリット …… 92
2　既存の法人を農地所有適格法人化する方法 …… 92
(1) 概　　要 …… 92
(2) メリット …… 92
(3) デメリット …… 93
3　平成 21 年改正農地法を活用して農業参入する方法… 93
(1) 概　　要 …… 93
(2) メリット …… 93
(3) デメリット …… 94
4　３つの方法の選択 …… 94

第２節　新規に法人を設立して農業参入する方法

1　手続きの流れ（全体像）…… 96
2　基本構想の立案 …… 98
(1)　営農類型の検討 …… 98
①　営農類型の検討 …… 98
②　地域の特性に合わせる …… 99
③　販売先を想定する …… 99
(2)　売上目標の設定 …… 100
(3)　メンバーの選定 …… 100
(4)　営農計画書案としてまとめる …… 101
3　農地の確保 …… 101
(1)　農地確保の方法 …… 101
(2)　農地確保の注意点 …… 102
(3)　農地の権利移転に関する契約について …… 103
(4)　農地確保のポイント …… 104
4　詳細計画の作成（地域や官公署等との事前協議）… 105
(1)　作付計画の作成 …… 105
①　栽培品目についての調査 …… 106
②　作付計画案の作成 …… 106
③　作付計画の仕上げ …… 106
(2)　工数表（人員計画）の作成 …… 106
(3)　設備投資計画の作成 …… 109
(4)　収支計画の作成 …… 109
(5)　定款案の作成 …… 114
(6)　営農計画書としてまとめる …… 114

(7) 地域や官公署との事前協議 …… 115
(8) 営農計画書の役割 …… 116
① 法令記載事項の基礎資料としての役割 …… 116
② 添付書類としての役割 …… 118
③ 裏付け資料としての役割 …… 119
5 申請書類の作成・確認 …… 131
(1) 農地法第３条第１項の許可申請に関する法令・規則・判例・通知等の確認 …… 131
① 許可申請全般に関する法令・規則・判例 …… 131
② 申請書記載事項に関する法令・規則・通知 …… 133
③ 申請書添付書類に関する法令・規則・通知 …… 151
(2) 申請書、添付書類の作成 …… 153
① 書類の作成 …… 153
② 申請書、添付書類の事前確認 …… 154
6 新規法人設立 …… 155
(1) 定款の作成 …… 155
① 絶対的記載事項 …… 156
② 相対的記載事項 …… 156
③ 任意的記載事項 …… 156
(2) 農地所有適格法人（株式会社形態）の定款で注意すべき箇所 …… 156
① 目　　的 …… 156
② 本店所在地 …… 158
③ 発起人の氏名または名称 …… 158
④ 株式譲渡制限の定め …… 159
⑤ 譲渡制限株式の相続人等に対する売渡請求 …… 159

⑥　種類株式の発行、発行可能株式総数 …… 160
⑦　設立時取締役、代表取締役 …… 161
⑧　取締役の員数 …… 161
⑨　事業年度 …… 161
(3)　定款の認証 …… 174
①　定款への署名または記名押印、収入印紙の貼付 …… 174
②　定款の認証 …… 174
(4)　設立時発行株式に関する事項の決定 …… 175
(5)　出資金の払込み …… 177
(6)　設立登記申請 …… 178
①　設立登記申請書の作成 …… 178
②　添付書類の作成 …… 180
③　印鑑届出書の作成 …… 186
④　申請用紙の作成 …… 186
⑤　設立登記申請 …… 189
7　農地法第３条第１項許可申請 …… 189
(1)　申請書、添付書類の仕上げ …… 189
(2)　農地の権利移転に関する契約書の締結 …… 190
(3)　申請書、添付書類の提出（申請） …… 197
8　農業委員会会議への出席 …… 197
9　農地法第３条第１項の許可 …… 197

第３節　既存の法人を農地所有適格法人化する方法

1　手 続 き …… 201

2　手続上の留意点 …… 201

第４節　平成21年改正農地法を活用して農業参入する方法

1　手 続 き …… 203
2　手続上の留意点 …… 203
3　申請書、添付書類に関する法令規則 …… 204

個人の農業参入（就農）事例① 浅川元子さん …… 212
個人の農業参入（就農）事例② 浅田総一郎さん …… 213

第３章　農業法人の運営

第１節　農業参入後の法手続

1　各種の届出 …… 216
2　農地所有適格法人の報告 …… 217
3　農地所有適格法人以外の法人の場合の報告
（農地法第３条第３項） …… 224

第２節　認定農業者

1　認定農業者制度 …… 228
2　農業経営改善計画の作成 …… 228

(1) 法令規則等の確認 …… 229
(2) 基本構想の確認 …… 229
(3) 農業経営改善計画の作成 …… 230
3 認定の基準 …… 233
4 認定農業者になろう …… 235

第３節　農業の６次産業化

1 農業の６次産業化 …… 236
(1) 「農業の６次産業化」とは …… 236
(2) ６次産業化・地産地消法 …… 237
(3) 株式会社農林漁業成長化支援機構法
(農林漁業成長化ファンド) …… 245
① 概　　要 …… 245
② 支援基準 …… 247
③ 出資を受けるための要件 …… 253
④ 出資の対象事業 …… 254

第４節　農薬に関する基礎知識

1 概　　要 …… 256
2 農薬の安全性確保のしくみ …… 256
3 農薬取締法 …… 257
(1) 定　　義 …… 257
(2) 登録制度 …… 258
(3) 使用に関する規制 …… 262

(4) 罰則規定 …… 269
(5) 無登録農薬と失効農薬の関係 …… 270
4 食品衛生法 …… 271
(1) 農薬の残留基準 …… 272
(2) ポジティブリスト制度 …… 272
(3) 法令順守の注意点 …… 273

第5節 有機JAS制度

1 概 要 …… 277
2 有機JAS制度 …… 284
(1) 有機JAS制度のしくみ …… 284
① 登録認定機関の登録 …… 284
② 認定事業者の認定 …… 284
③ 認定事業者の調査 …… 285
④ 認定事業者による格付け …… 285
(2) 監視体制 …… 291
(3) 有機JAS認定取得の方法 …… 291
① 登録認定機関 …… 291
② 認定基準の確認 …… 291
③ 申請書類の作成、提出 …… 293
④ 書類審査 …… 293
⑤ 実地調査 …… 294
⑥ 判 定 …… 294
⑦ 認定書の交付 …… 294
⑧ 認定取得後 …… 294

序章

農業とは

本書は、農業参入に関する書籍ですので、主として「これから農業を始めよう」とお考えの方に向けて、その手続きと運営等について解説をさせていただいております。本題である「農業参入手続」については、第１章以降に詳しく解説させていただくとして、まず、あらためて皆さまが取り組もうと考えている「農業」そのものについて、少し掘り下げていきたいと思います。

1 農業とはどのような「業」なのか？

1 農作物の生産・販売（第１次産業としての農業）

まず、思い浮かぶのは第１次産業としての農業で、当たり前かもしれませんが「農作物を育てる」→「農作物を販売する」→「対価を得る」というものです。水耕栽培、養液栽培、有機栽培、慣行栽培など「農作物を育てる方法」はさまざまありますが、育てて販売するといった「対価を得る」までの流れは、基本的には変わりません。これは、これまでも、これからも農業の基礎となる部分です。

「農作物」を生産して、できた「農作物」をそのまま販売する場合、その販売価格は、マーケットですでにある程度形成されており、一般的には、単価を大きく上げることは難しくなります。

したがって、収益向上を考えた場合、「いかに短時間で大量の農作物を生産することができるのか？」といった「生産性の向上」も重要な要素になってきます。生産性向上に向けては、機械化、大規模化とともに、労働力の確保も大切になります。また、まだ少ないようですが、こだわりの農作物を高価格で販売するといった方法も考えられます。

2 加工、飲食、農業体験など（第６次産業としての農業）

近年、「農業の６次産業化」（次ページ用語解説参照）が提唱され、第１次産業としての農業を基礎として、できた農作物を原料に加工食品の販売（第２次産業）を行ったり、農家レストランや農業体験などのサー

ビス業（第3次産業）に取り組んだりする事例が出てきています。

第3章でも詳しく解説しますが、今後、新たに農業を始め、経営発展を考えた場合、第1次産業としての農業だけではなく、これら6次産業化の視点も大変重要になってきます。

3 農作物の生産を行わない農業（アグリビジネス）

農業体験や市民農園など、自ら農作物を生産して販売するのではなく、農業をレジャーとして捉え、体験サービス等を提供することで事業を営む会社も現れています。広い「農業ビジネス」という意味では、これも農業に含まれるのかもしれません。

用語解説　農業の6次産業化

農家等の1次産業事業者が、1次産業だけではなく、2次産業、3次産業まで取り込んで事業を行うことを造語として呼んでいます（第3章第3節（236ページ）にて詳しく解説）。

2 農業を取り巻く最近の動向

1 農外からの新規農業参入企業の増加

平成22年に農地法の改正があり、企業（法人）の農業参入のハードルが大きく下がりました。これ以降、平成21年12月～平成27年6月の間に、1,898社もの企業（法人）が、新たに農業を始め、地域の農業

●一般法人の農業参入の動向（農林水産省のホームページより）

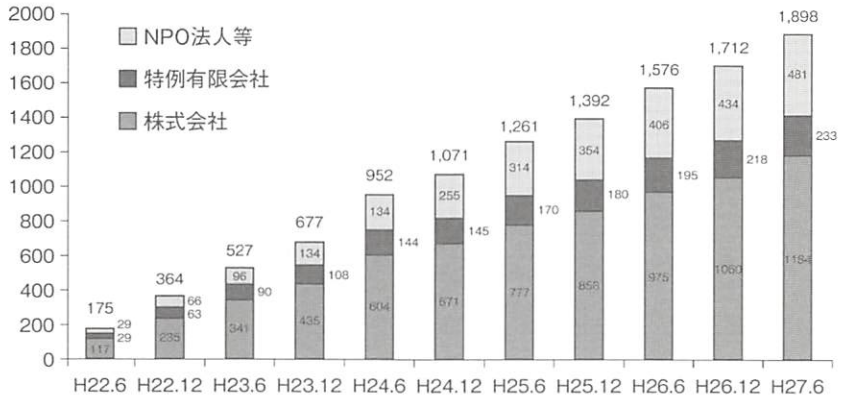

	改正農地法施行前（H15.4～H21.12）	改正農地法施行後（H21.12～H27.6）	差	増加率
参入法人数	436	1,898	1,462	335%
株式会社	250	1,184	934	374%
1年当たり平均参入数	65	345	280	430%

の担い手としても、着実に広がり、定着しつつあります。

ちなみに改正前の企業（法人）の参入数は平成15年4月～平成21年12月までで436社と、改正後の増加が顕著にみられます。

2 農外からの若年新規参入者数の増加（個人）

平成24年より、45歳未満の新規就農者に対して、給付金が支給される「青年就農給付金制度」が始まりました。この制度には、「準備型」「経営開始型」と呼ばれる2つのタイプがあり、どちらも独立自営就農をする事等を条件に、研修期間最大2年（準備型）、就農後最大5年（経営開始型）の最大計7年間にわたり、年間最大150万円の給付金が支給されるものです。

雇用、新規自営、新規参入者を含む、すべての新規就農者数は、平成23年58,120人、平成26年57,650人となっていますが、これを新規参

●新規就農者数

単位：人

区分	計	49歳以下	44歳以下	就農形態別		
				※1 新規自営農業就農者	新規雇用就農者	※2 新規参入者
平成19年	73,460	21,050	…	64,420	7,290	1,750
20	60,000	19,840	…	49,640	8,400	1,960
21	66,820	20,040	…	57,400	7,570	1,850
22	54,570	17,970	…	44,800	8,040	1,730
23	58,120	18,600	…	47,100	8,920	2,100
24	56,480	19,280	17,260	44,980	8,490	3,010
25	50,810	17,940	16,020	40,370	7,540	2,900
26	57,650	21,860	18,500	46,340	7,650	3,660

農林水産省統計　「平成26年新規就農者調査」

※1　農家世帯員で調査期日前1年間の生活の主な状態が「学生」から「自営農業への従事が主」になった者および「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者

※2　調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者

入者でみると、2,100 人から 3,660 人へと大きく増加しており、中でも若年層の増加が顕著にみられます（前ページ、下記図表参照）。

これまでの新規就農者は、ほとんどが農家の子息（新規自営就農者）でしたが、農家出身ではない農外からの就農者（新規参入者）の割合も、少しずつ大きくなってきています。今後もこの傾向は続くものと思われます。

● 49 歳以下の新規就農者数の推移（就農形態別）

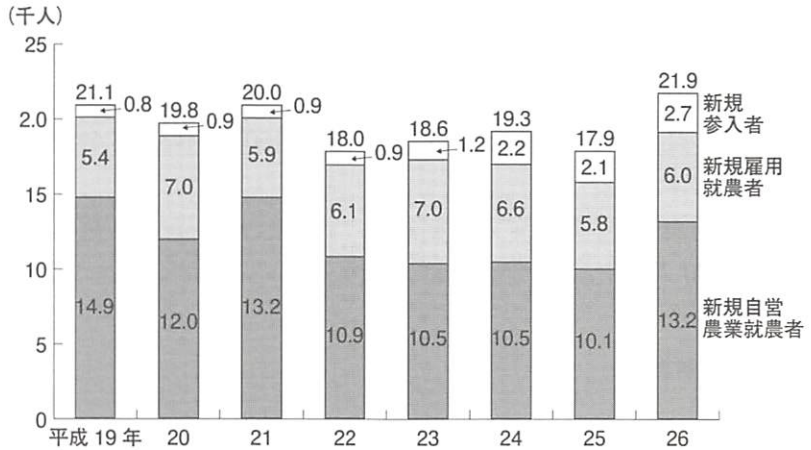

●年齢別新規参入者数

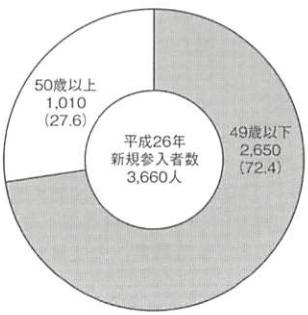

●年齢別・男女別新規参入者数

単位：人

区分	計	49歳以下	44歳以下	男女別 男	男女別 女
平成25年	2,900	2,050	1,880	2,560	330
26	3,660	2,650	2,450	3,030	630
構成比（%）					
平成25年	100.0	70.7	64.8	88.3	11.4
26	100.0	72.4	66.9	82.8	17.2

以上、農林水産省統計「平成26年新規就農者調査」

3 農業の6次産業化の動き

平成22年12月3日「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（6次産業化・地産地消法）が公布され、これを受け、農業の6次産業化への取組みが盛んになってきています（次ページ図表参照）。

現在、6次産業化による農家（企業も含む）の収益向上や地方の雇用拡大が期待されており、国、県、市などの自治体からの支援も多く、取組みのための環境は整いつつあります（詳しくは第3章で解説）。

● 6次産業化・地産地消法に基づく認定の概要（累計：平成28年1月29日時点、農林水産省のホームページより）

1．地域別の認定件数

地域	総合化事業計画の認定件数	うち農畜産物関係	うち林産物関係	うち水産物関係	研究開発・成果利用事業計画の認定件数
北海道	121	113	4	4	1
東北	334	304	11	19	4
関東	360	325	17	18	11
北陸	106	101	1	4	1
東海	184	159	13	12	0
近畿	363	331	11	21	2
中国四国	244	194	11	39	2
九州	376	307	26	43	3
沖縄	54	50	1	3	0
合計	2,142	1,884	95	163	24

2．総合化事業計画に認定件数の多い都道府県

（件数）

北海道	120
兵庫県	100
長野県	91
宮崎県	82
熊本県	76

3．総合化事業計画の事業内容の割合

（%）

加工	19.9
直売	2.6
輸出	0.3
レストラン	0.1
加工・直売	68.8
加工・直売・レストラン	6.6
加工・直売・輸出	1.6

著者略歴

田中 康晃（たなか やすあき）

田中やすあき行政書士事務所　行政書士
一般社団法人全国農業関係行政書士コンサルタント協議会　代表理事
合同会社エースクール　代表社員

1972年4月29日生まれ。明治大学法学部法律学科卒。
一部上場企業を経て、2006年3月に田中やすあき行政書士事務所設立。以来、企業の農業参入や農業生産法人設立等、農業分野に関する手続代行やコンサルティングを専門とする。年間相談件数は200件を超える。
2009年6月全国農業関係行政書士コンサルタント協議会（上記の前身の任意団体）を設立。行政書士等の専門家向けに、農業法手続きやコンサルティングに関する定期研修会を開催。
2012年6月合同会社エースクールを設立。神戸市で企業として農業参入を行い、農業経営、経営分析とともに、新規就農を考える方向けの農業塾の運営を行う。
その他、毎日テレビニュースVOICE、読売テレビ報道番組、TBS「私の何がいけないの」にて農地専門家として出演、神戸新聞、農業専門誌等、メディアにも多数出演している。

ホームページ
http://agrisupport.jp（田中やすあき行政書士事務所）
http://agcs.jp（一般社団法人全国農業関係行政書士コンサルタント協議会）
http://aschool.info（合同会社エースクール）